

## あきる野市内部統制基本方針

地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を基本とする組織目的が達成されるよう、地方自治法第150条第2項の規定に基づく内部統制に取り組むため、「あきる野市内部統制基本方針」を策定します。

この方針に則り、対象とする事務について、適切なリスク管理の下、法令等を遵守しつつ、これまで以上に適正に業務を執行していきます。

### 1 目的

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること。

#### (2) 報告等の信頼性の確保

組織の財務報告または非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守すること。

#### (4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること。

### 2 対象とする範囲

市長部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会）の事務局及び議会事務局の事務

### 3 対象とする事務

#### (1) 財務

#### (2) 情報セキュリティ

#### (3) 指定管理者制度

令和8年4月1日 あきる野市長 中嶋博幸